

令和5年度

千葉県包括外部監査結果報告書

千葉県の社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

令和6年3月

千葉県包括外部監査人

公認会計士 松本 達之

目次	ページ
第1 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
(1) 監査対象	1
(2) 監査対象期間	1
3 事件を選定した理由	1
(1) 当初予算	1
(2) 6月補正予算.....	1
(3) 9月補正予算・一般会計補正予算（第3号）・12月補正予算・一般会計補正 予算（第5号）・一般会計補正予算（第6号）	2
(4) 2月補正予算.....	2
(5) 令和5年度当初予算要求通知のポイント	2
4 監査の内容	3
(1) 監査の実施目的	3
(2) 監査基準	3
(3) 監査における問題意識	3
(4) 監査の視点	4
(5) 主な監査手続の概要	5
(6) 指摘事項及び意見	5
(7) 監査対象	5
5 監査の実施期間	26
6 監査従事者	27
7 利害関係	27
第2 千葉県の道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の概要	28
1 県土整備部	28
(1) 概要	28
(2) 事業の必要性	28
(3) 千葉土木事務所	30
(4) 葛南土木事務所	31
(5) 東葛飾土木事務所	34
(6) 柏土木事務所	37
(7) 印旛土木事務所	41
(8) 成田土木事務所	44
(9) 香取土木事務所	50
(10) 銚子土木事務所	53

(1 1) 海匠土木事務所	54
(1 2) 北千葉道路建設事務所	56
2 総務部資産経営課	58
(1) 概要	58
(2) 事業の必要性	58
3 企業局	60
(1) 上水道事業	60
(2) 工業用水道事業	63
第3 包括外部監査の結果	70
I 個別案件に関する統制活動に係る監査結果（総論）	70
1 県土整備部	73
(1) 道路	73
(2) 橋梁	74
(3) トンネル	74
(4) 用地取得	74
2 資産経営課	74
3 企業局	74
(1) 上水道事業	74
(2) 工業用水道事業	75
(3) 固定資産台帳等	75
II 監査の総括的意見	75
(1) 監査において確認されたリスクについて	75
(2) リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について	75
(3) 問題の根本原因と改善方向について	76
III 各論としての監査結果	77
1 国道道路改築工事（笹曽根地区外道路改良工）（国）126号	77
(1) 概要	77
(2) 手続	81
(3) 結果	81
① 下請負人の社会保険の加入について（意見）	81
② 工期の設定方法について（意見）	82
③ 不備のある請求書を受領した際の事務について（意見）	84
2 社会資本整備総合交付金工事（八木拡幅道路改良工その2）（国）126号	85
(1) 概要	85
(2) 手続	89
(3) 結果	89

①	下請負人の社会保険の加入について（意見）	89
3	県単舗装道路修繕工事他・印旛土木事務所	91
(1)	概要	91
(2)	手続	94
(3)	結果	94
①	契約変更の時期について（指摘）	94
4	県単道路改良工事（田町事業地管理工）	99
(1)	概要	99
(2)	手続	100
(3)	結果	100
①	施工計画書の誤記について（意見）	100
5	県単道路改良工事（銚子 BP 整備工）	102
(1)	概要	102
(2)	手続	103
(3)	結果	103
①	当初設計の合理性に対する疑義について（意見）	103
6	道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事（（仮称）三郷流山橋取付高架橋上部工その4）（主）越谷流山線	105
(1)	概要	105
(2)	手続	108
(3)	結果	109
①	期跨ぎの工期変更契約の締結について（意見）	109
7	道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線 成田市天神峰	113
(1)	概要	113
(2)	手続	114
(3)	結果	114
①	設計変更契約について（指摘）	114
②	トンネル台帳記載事項更新について（意見）	115
8	県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務について	115
(1)	概要	115
(2)	手続	124
(3)	結果	124
①	土地の収用手続における、検討会や推進会議の開催について（指摘）	127
②	収用手続の活用案件の要件である「重点施策」の事業課の判断基準のガイドラインについて（意見）	127

③ 「候補案件」の選択の判断基準、審査資料、推進会議の審査について（意見）	128
④ 「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表について（指摘）	129
⑤ 公表対象事業の要件である「重点施策」の事業課の判断基準について（意見）	129
⑥ 土地売買契約書の作成時における収入印紙の負担関係について（意見）	129
9 千葉市美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事	130
(1) 概要	130
(2) 手続	132
(3) 結果	132
① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）	132
② 未完成工事報告書の後関処理について（意見）	135
③ 請負工事設計変更施行伺の後関処理について（意見）	137
10 千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事	139
(1) 概要	139
(2) 手続	141
(3) 結果	141
① 未完成工事報告書の後関処理について（意見）	141
② 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）	143
③ 工事完成報告書における押印漏れについて（意見）	145
④ 契約書に添付する設計書の日付について（意見）	147
⑤ 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）	148
11 千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事	151
(1) 概要	151
(2) 手続	153
(3) 結果	153
① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）	153
② 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）	155
③ 設計業務の工事延期伺の後関処理について（意見）	158
12 千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事	160
(1) 概要	160
(2) 手続	162
(3) 結果	162
① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）	162
② 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）	164
13 柏井浄水場・ちば野菊の里浄水場	167

(1) 各浄水場の概要	167
(2) 各工事の概要	168
(3) 手続	175
(4) 結果	175
① 一者応札の工事について (意見)	175
② 固定資産の計上単位について (意見)	176
1 4 南八幡浄水場 3・4号沈殿池設備更新工事 市川市南八幡 2-23-1	176
(1) 概要	176
(2) 手続	179
(3) 結果	179
① 建設廃棄物処理業者について (指摘)	179
② 一者応札の工事について (意見)	180
1 5 企業局工業用水道事業における固定資産台帳の管理方法	181
(1) 概要	181
(2) 手続	188
(3) 結果	188
① 固定資産台帳へのデータ入力について (意見)	188
1 6 工事等の債務負担行為に係る伝票処理 (工業用水部)	189
(1) 概要	189
(2) 手続	191
(3) 結果	191
① 工事等の債務負担行為に係る伝票処理について (指摘)	191

凡例

正式名称	本報告書上の表記
<p>【知事部局】</p> <p>千葉県県土整備部用地事務取扱規程</p> <p>土木工事共通仕様書</p> <p>【企業局】</p> <p>千葉県企業局建設工事等契約事務取扱要綱</p> <p>[上水道事業]</p> <p>水道工事標準仕様書</p> <p>[工業用水道事業]</p> <p>工業用水部設備工事一般仕様書</p>	<p>用地事務取扱規程</p> <p>共通仕様書</p> <p>企・契約事務取扱要綱</p> <p>上・標準仕様書</p> <p>工・一般仕様書</p>

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項及び第4項並びに千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年千葉県条例第1号）第2条の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査対象

千葉県の社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

（2）監査対象期間

原則として令和4年度（必要に応じて、他年度についても監査対象とする。）

3 事件を選定した理由

令和4年度の千葉県の予算編成過程から、以下のような特徴があったと理解した。

（1）当初予算

「令和4年度当初予算では、まずは県民の命と暮らしを守ることを最優先とし、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、防災減災対策や交通安全対策を加速してまいります。」

「その上で、新たな千葉県総合計画案に掲げた施策を推進するため、

- ・県内経済の活性化や農林水産業の振興
- ・道路ネットワークなどの社会資本の整備促進

をはじめ、医療・福祉や子育て・教育施策の充実、環境の保全や共生社会の実現、千葉の魅力向上や文化・スポーツの振興など、幅広い分野にわたり、豊かな県民生活の実現に向けた事業を計上しています。」

として、各種支援金を充実させるとともに、既存の県有財産である社会資本の整備促進を図るものとなっている。

（2）6月補正予算

「ウクライナ情勢や原油価格・物価高騰などにより、県内経済に影響が生じていることから、国の緊急対策を踏まえ、経済的に厳しい環境に置かれた世帯や価格高騰に直面する中小企業等への支援を速やかに実施する必要があります。」

として、各種支援金の給付を拡充している。

(3) 9月補正予算・一般会計補正予算(第3号)・12月補正予算・一般会計補正予算(第5号)・一般会計補正予算(第6号)

引き続き新型コロナウイルス感染症新規患者数の増加、物価高騰などへの各種支援金給付の拡充を進めている。

また、社会資本の整備促進について年度をまたいだ調整を行うことを示している。

(4) 2月補正予算

各種支援金給付の拡充と併せて、社会資本の整備促進のための財政的手当てを図っている。

(5) 令和5年度当初予算要求通知のポイント

「令和5年度の本県財政については、歳入面では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響のほか、エネルギーや食品、資材などの物価高騰等の影響を受け、個人消費の落ち込みや企業収益の悪化等により県税収入の減少が懸念されるなど、極めて不透明な状況となっています。

一方、歳出面では、人件費については、段階的な定年引上げにより退職者が減少するため、一時的に減少するものの、令和6年度には退職手当が反動で増加することに備え、財源を確保しておく必要があります。また、社会保障費や公債費は引き続き増加することから、義務的経費全体では増加する見込みであり、現時点では、大変厳しい財政運営が見込まれます。

さらに、令和6年度以降も、社会保障費などの義務的経費は継続して増加が見込まれることに加え、本格化する県有施設の長寿命化にも適切に対応していく必要があることなどから、将来負担を見据え、持続可能な財政構造の確立に取り組んでいかなければなりません。」

としており、引き続き、各種支援金給付の拡充と社会資本の整備促進が必要との考えを示している。

以上から、千葉県の事務手続において各種支援金給付及び社会資本の整備促進は重要な施策であることが明らかであり、各種支援金給付の事務手続においては、厳格な支給基準の適用が求められ、社会資本の整備促進については、県有財産の現状を的確に把握し、適切な優先順位決定、工事の発注、監督を適切に進めていくことが求められていると考えられる。

とくに後者においては、複数の所属部局間での連携が必要であり、財政負担も大きいものであることから、その事務手続が規定に従って適切に実施されていることを監査することは重要な意義があると判断した。

4 監査の内容

(1) 監査の実施目的

平成 11 年 4 月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する県民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査の制度趣旨は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合规性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合规性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

(2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

(3) 監査における問題意識

道路、橋梁、トンネルというインフラは、適切なメンテナンスがなされていなければ交通事故につながり、人命にも係るリスクを抱えている。

また、経済活動の変化により、交通量の変動もあり、適宜、計画の見直しを行わなければ、交通渋滞により経済的損失にもつながる。

県の道路、橋梁、トンネルの新設の方針は、渋滞状況や国、市町村の道路整備計画とも連携し、優先順位を決定し、整備を行っている。メンテナンスは定期的な点検により大規模な修繕計画を、日常的なパトロールやユーザーからの通報により、迅速な修繕を実施しているところである。

上水道及び工業用水道は、導水管や配水管といった管路、浄水場などの施設の老朽化が進んでおり、中・長期計画を立て、計画的に更新、耐震化を進めている。

令和 5 年 11 月 22 日付日本経済新聞朝刊に、「蛇口から水」いつまで 給水車・雨水が頼り？ 老朽水道管が 6 割に 人口減で料金に差」との見出しで、「蛇口をひねれば、いつでも水が出る。そんな日常が続かなくなるかもしれない。今のまま 2050 年になると、約 6 割の水道管が法定耐用年数を超す。使えなくなる恐れがある一方、維持管理する職員は減る。人口減と老朽化のはざま、生活に欠か

せないインフラを見つめ直すときが来る。」との記事が掲載されたが、千葉県の上水道事業や工業用水道事業に係る施設についても老朽化への対応、耐震化は喫緊の課題として認識されているところである。

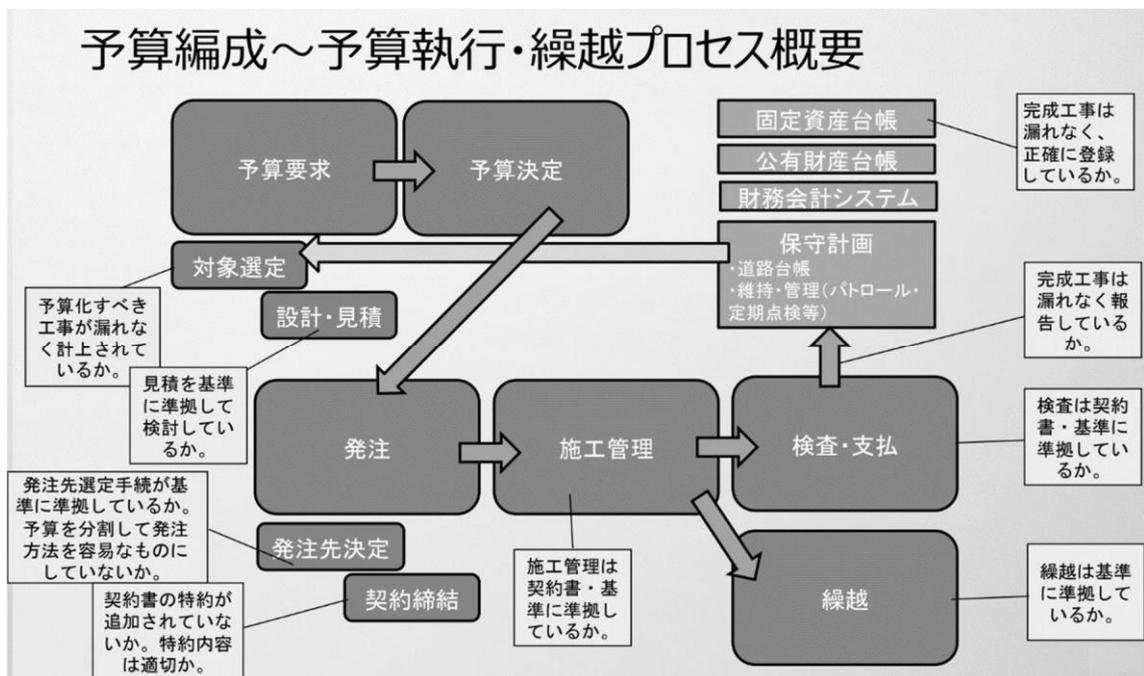
以上のような状況を勘案し、社会資本の整備促進については、県有財産の現状を的確に把握し、適切な優先順位決定、工事の発注、監督を適切に進めていくことが求められる。また、複数の所属部局間での連携が必要であり、財政負担も大きいものであることから、その事務手続が規定に従って適切に実施されているかは重要な観点である。

このような観点から、千葉県のインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道が適時、計画的に新設、メンテナンスができているか、効率的な運用状況にあるのか、各種リスクに適切に対応できる体制が構築できているか、を監査することが求められていると判断した。

(4) 監査の視点

千葉県のインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道が適時、計画的に新設、メンテナンスができているか、効率的な運用状況にあるのか、各種リスクに適切に対応できる体制が構築できているか、を意識しつつ、各種規則、基準、マニュアルなどにしたがった事務処理が実施されているかを検証した。

事務処理プロセスと監査の視点を図示すると次のようになる。



(5) 主な監査手続の概要

当初年度予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（標準仕様書、共通仕様書、上・標準仕様書、工・一般仕様書、特記仕様書）、工事完成（又は出来形）報告書、精算書、工事検査調書、工事検査実施通知書、振替回議書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の法規性と効果的、効率的な実施状況になっているかを検証した。

(6) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見は、「第3 包括外部監査の結果 III 各論としての監査結果」の関連する事実の後に、「指摘」又は「意見」として記載している。

指摘事項とは、主に法規性に関する事項（法令、条例、規則、規定又は要綱等に抵触する事項）、又は経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち著しく重要性が高いと判断する事項であり、県において措置が必要であると認められるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理化のために改善を要望する事項であり、県がこの意見を受けて何らかの対応を図ることを強く期待するものである。

県は指摘及び意見について、監査結果を参考に、措置を講じその状況を公表している。

(7) 監査対象

令和4年度の県の組織は以下のとおりである。

知事部局

知事部局(本庁：8部、92課 出先機関：131機関)

総務部(12課 出先機関26機関)

総務部デジタル改革推進局(3課)

総合企画部(9課 出先機関2機関)

防災危機管理部(4課 出先機関1機関)

健康福祉部(13課 出先機関33機関)

環境生活部(9課 出先機関2機関)

環境生活部スポーツ・文化局(3課 出先機関4機関)

商工労働部(8課 出先機関8機関)

農林水産部(10課 出先機関20機関)

農林水産部水産局(3課 出先機関7機関)

県土整備部(12 課 出先機関 22 機関)
県土整備部都市整備局(6 課 出先機関 6 機関)
出納局

公営企業

企業局(本庁：4 部、12 課 出先機関 17 機関)
管理部(4 課 出先機関 5 機関)
水道部(3 課 出先機関 9 機関)
工業用水部(2 課 出先機関 3 機関)
土地管理部(3 課)
病院局(1 課 出先機関 6 機関)

県議会

行政委員会

教育委員会
公安委員会
選挙管理委員会
監査委員
人事委員会
労働委員会
海区漁業調整委員会
内水面漁場管理委員会
収用委員会

出典：令和 4 年 4 月 1 日付県の組織体制概要に基づき監査人作成

上記組織のうち、社会基盤たる道路、橋梁、トンネル、上水道(管路、浄水場)、工業用水道を管轄する所属課及び固定資産台帳を管轄する所属課を以下のとおり監査対象所属として選定した。

- ・総務部資産経営課
- ・県土整備部県土整備政策課
- ・ " 用地課
- ・ " 道路計画課
- ・ " 道路整備課
- ・ " 道路環境課
- ・企業局管理部総務企画課
- ・ " 財務課
- ・ " 経理課
- ・企業局水道部(全課)

- ・企業局工業用水部（全課）

※上記を主管課とする出先機関を含む。

選定した監査対象所属の分掌事務は、千葉県組織規程によれば、次のように規定されている。

ア 知事部局 県土整備部・総務部資産経営課

知事部局の県土整備部が、県のインフラである道路、橋梁、トンネルの管理を管轄している。

直下に県土整備政策課（15 土木事務所、7 出張所）、技術管理課、道路整備課（北千葉道路建設事務所）など 12 課と都市整備局があり、都市整備局下に都市計画課、市街地整備課など 6 課ある。

工事の発注、契約、進捗管理、完成検査などの業務は、主に、県土整備政策課下の 15 土木事務所、7 出張所及び道路整備課下の北千葉道路建設事務所が担っている。

千葉県組織規程に規定されている県土整備部各課の分掌事務は以下のとおりである。

（県土整備部各課の分掌事務）

第十五条 県土整備部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

県土整備政策課

- 一 部内各課の連絡調整に関する事。
- 二 部内の所掌に係る事業の進行管理に関する事。
- 三 県土整備政策の立案、調整及び評価に関する事。
- 四 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（耕地課、森林課、漁港課、道路環境課、河川環境課、港湾課、公園緑地課及び下水道課において所掌するものを除く。）、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）等の施行に関する事。
- 五 土木事務所に関する事。
- 六 県土整備公共事業評価審議会に関する事。
- 七 千葉県まちづくり公社に関する事。
- 八 その他部内他課の所掌に属しない事項に関する事。

技術管理課

- 一 建設技術に関する調査及び指導に関する事。
- 二 工事及び委託設計業務等の検査及び指導に関する事。
- 三 土木工事に係る設計積算及び積算基準に関する事。
- 四 建設工事仕様書の調整及び建設工事の技術基準等の調整に関する事。

と。

- 五 工事の安全対策に関すること。
- 六 建設副産物対策に関すること。
- 七 建設工事に係る新技術の活用及び普及に関すること。
- 八 部内の低入札価格調査に関すること。
- 九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（循環型社会推進課及び廃棄物指導課において所掌するものを除く。）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）等の施行に関すること。
- 十 公共工事総合評価審議会に関すること。
- 十一 千葉県建設技術センターに関すること。
- 十二 その他他課の所掌に属しない建設技術に関すること。

建設・不動産業課

- 一 建設工事に係る契約事務の総合調整に関すること。
- 二 建設統計に関すること。
- 三 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）に基づく建設機械の打刻及び検認に関すること。
- 四 千葉県建設工事等指名業者選定審査会に関すること。
- 五 建設業法（昭和二十四年法律第百号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（不動産特定共同事業者及び宅地建物取引業者に関するものに限る。）、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。建設業者及び宅地建物取引業者に関するものに限る。）等の施行に関すること。
- 六 建設業審議会、建設工事紛争審査会、入札監視委員会及び政府調達苦情審議会に関すること。

用地課

- 一 部内の用地及び補償に関する指導及び総合調整に関すること。
- 二 部内の登記事務の指導に関すること。
- 三 国土交通省所管の公共用財産（港湾課において所掌するものを除く。）及び土木工事によつて生じた廃道敷、廃川敷等で県有地となつたものの管理及び処分に関すること。
- 四 公共事業に係る移転資金の利子補給に関すること。
- 五 千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準（昭和四十一年千葉県訓令第二号）の施行に関すること。
- 六 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）、国土調査法（昭和二十六年

法律第百八十号)、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。特定住宅用地の認定に係るものに限る。)、公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)、地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)、公有地の拡大の推進に関する法律(市町村課において所掌するものを除く。)、国土利用計画法(政策企画課において所掌するものを除く。)、土地基本法(土地取引等の規制に関することに限る。)、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)等の施行に関すること。

七 土地等の収用、買収及び補償に関すること。

八 千葉県土地利用審査会、千葉県事業認定審議会及び千葉県地価調査委員会に関すること。

九 千葉県土地開発公社の業務の監督等に関すること。

道路計画課

一 道路整備の企画及び計画に関すること。

二 道路事業の総合調整に関すること。

三 有料道路に関すること。

四 首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、東関東自動車道館山線、新たな湾岸道路、千葉北西連絡道路等の建設促進に係る総合調整に関すること。

五 東京湾アクアラインに関すること。

六 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号。道路環境課において所掌するものを除く。)、道路法(昭和二十七年法律第百八十号。道路整備課及び道路環境課において所掌するものを除く。)、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号。道路整備課において所掌するものを除く。)、国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十二年法律第六十八号)、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号。道路整備課及び道路環境課において所掌するものを除く。)、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号。道路整備課及び道路環境課において所掌するものを除く。)、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号。国土交通省直轄事業及び東日本高速道路株式会社事業、首都高速道路株式会社事業その他有料道路事業に係るものに限る。)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。都市計画道路(都市計画決定に関するものを除く。))に係るもの(道路整備課において所掌

するものを除く。)に限る。)、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)等の施行に関する事。

七 千葉県道路公社の業務の監督等に関する事。

道路整備課

一 道路事業(有料道路に係るものを含む。)の調査、調整に関する事。

二 道路の新設及び改築に関する事。

三 都市計画道路事業に関する事。

四 連続立体交差の計画及び事業に関する事。

五 市町村道に関する事。

六 道路法(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、道路整備特別措置法(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、踏切道改良促進法(道路の新設及び改築等に関するものに限る。)、都市計画法(都市計画道路事業(都市計画決定に関するものを除く。))及び都市高速鉄道の連続立体交差事業(都市計画決定に関するものを除く。))に係るものに限る。)、山村振興法(市町村道に関するものに限る。)、半島振興法(市町村道に関するものに限る。)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(市町村道に関するものに限る。))等の施行に関する事。

七 北千葉道路建設事務所に関する事。

道路環境課

一 道路の維持及び管理に関する事。

二 道路の舗装、新設及び改良に関する事(道路整備課において所掌するものを除く。))。

三 道路の愛護奨励に関する事。

四 道路運送法(道路の維持及び管理等に関するものに限る。)、道路法(道路の維持及び管理等に関するものに限る。)、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(道路の維持及び管理等に関するものに限る。)、踏切道改良促進法(道路の維持及び管理等に関するものに限る。)、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(道路計画課において所掌するものを除く。)、自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(道路に関するものに限る。)、災害対策基本法(災害時における車両の移動等に関するものに限る。)、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)等の施行に関する事。

河川整備課（略）

河川環境課（略）

港湾課（略）

営繕課

- 一 公共建築物の営繕計画に関すること。
- 二 新規公共建築物の設計、調査及び監督の受託に関すること。
- 三 建築工事に係る積算基準に関すること。

施設改修課

- 一 公共建築物の保全計画に関すること。
- 二 既存公共建築物の改修の設計、調査及び監督の受託に関すること。
- 三 既存公共建築物の耐震診断及び耐震改修に関すること。

都市計画課（略）

市街地整備課（略）

公園緑地課（略）

下水道課（略）

建築指導課（略）

住宅課（略）

千葉県組織規程に規定されている土木事務所の内部組織及び分掌事務は以下のとおりである。

（業務）

第五十一条の十四 土木事務所は、道路、河川、港湾（港湾事務所の所管区域に係るものを除く。）、海岸（漁港の区域及び港湾事務所の所管区域に係るものを除く。）、都市計画、建築等に関する事務の一部をつかさどる。

（名称、位置及び所管区域）

第五十一条の十五 条例第二十三条の十一に定める土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
千葉土木事務所	千葉市	千葉市、習志野市及び八千代市
葛南土木事務所	船橋市	市川市、船橋市及び浦安市
東葛飾土木事務所	松戸市	松戸市、野田市、流山市及び鎌ヶ谷市
柏土木事務所	柏市	柏市及び我孫子市
印旛土木事務所	佐倉市	佐倉市、四街道市、八街市、印西市及び白井市並びに印旛郡

成田土木事務所	成田市	成田市及び富里市並びに香取郡多古町及び山武郡芝山町
香取土木事務所	香取市	香取市及び香取郡（多古町を除く。）
銚子土木事務所	銚子市	銚子市
海匝土木事務所	匝瑳市	旭市及び匝瑳市
山武土木事務所	東金市	東金市、山武市及び大網白里市並びに山武郡（芝山町を除く。）
長生土木事務所	茂原市	茂原市及び長生郡
夷隅土木事務所	いすみ市	勝浦市及びいすみ市並びに夷隅郡
安房土木事務所	館山市	館山市、鴨川市及び南房総市並びに安房郡
君津土木事務所	木更津市	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市
市原土木事務所	市原市	市原市

2 前項の規定にかかわらず、建築に関する事務のうち、松戸市、野田市、流山市及び鎌ヶ谷市の区域に関する事務については柏土木事務所が所管し、銚子市の区域に関する事務については海匝土木事務所が所管する。

3 前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務のうち、松戸市、野田市、流山市及び鎌ヶ谷市の区域に関する事務については、柏土木事務所が所管する。

一 市町村の国費及び県費補助を伴う都市計画事業に関する事務（街路事業に係るものを除く。）

二 国定公園、県立自然公園、県立都市公園、首都圏近郊緑地保全区域及び特別緑地保全地区の工事及び管理並びに風致地区の管理に関する事務

三 宅地に関する事務

四 鉄道高架事業に関する事務

4 前各項の規定にかかわらず、真間川水系河川の河川改修事業及び災害復旧事業に関する事務のうち、松戸市及び鎌ヶ谷市の区域に関する事務については、葛南土木事務所が所管する。

5 前各項の規定にかかわらず、建設業の許可及び承継の認可並びに建設業者の指導監督に関する事務のうち、柏市及び我孫子市の区域に関する事務については、東葛飾土木事務所が所管する。

6 第一項及び第二項の規定にかかわらず、宅地に関する事務のうち、銚子市の区域に関する事務については、海匝土木事務所が所管する。
(内部組織及び分掌事務)

第五十一条の十六 次の表の上欄に掲げる土木事務所に当該下欄に掲げる課を置く。

千葉土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課
葛南土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、道路建設課、河川改良課、維持課
東葛飾土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課
柏土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
印旛土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、道路建設課、河川改良課、維持課、建築課、宅地指導課
成田土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
香取土木事務所	総務課、管理用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
銚子土木事務所	総務課、管理用地課、調整課、建設課、維持課
海匝土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
山武土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、道路建設課、河川改良課、維持課、建築宅地課
長生土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、道路建設課、河川改良課、維持課、建築宅地課
夷隅土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
安房土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
君津土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課
市原土木事務所	総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課

2 前項に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 所の総合企画及び調整に関すること。
- 二 請負、入札及び契約に関すること。
- 三 建設業の許可及び承継の認可並びに建設業者の指導監督に関すること（柏土木事務所を除く。）。
- 四 機械器具の管理に関すること。
- 五 資材及び物資の需要調達に関すること。
- 六 庶務に関すること。

管理課

- 一 道路、河川、海岸並びに国有及び県有の土地及び水面の管理（維持課において所掌するものを除く。）に関すること。
- 二 港湾の管理及び運営に関すること。
- 三 砂防指定地及び地すべり防止区域の管理に関すること。
- 四 急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること。
- 五 国定公園、県立自然公園、県立都市公園、首都圏近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区及び風致地区の管理に関すること（東葛飾土木事務所を除く。）。
- 六 国土交通省所管の公共用財産に係る使用料及び生産物採取料の徴収に関すること。
- 七 県土整備部用地課所管の県有の普通財産に係る貸付料並びに売払代金及び交換差金並びに契約保証金の徴収に関すること。
- 八 都市計画に関すること。
- 九 プレジャーボートの係留保管の適正化に関すること（漁港事務所及び港湾事務所において所掌するものを除く。）。

用地課

- 一 土地等の収用、買収及び補償に関すること。
- 二 登記に関すること。
- 三 不動産の鑑定評価に関すること。

管理用地課

- 一 管理課の部各号に掲げる事務
- 二 用地課の部各号に掲げる事務

調整課

- 一 工事の企画及び連絡調整に関すること。
- 二 技術に関する所内各課及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 三 技術関係の所内研修に関すること。
- 四 工事の安全対策に関すること。

五 市町村の国費及び県費補助を伴う土木事業の指導監督等に関する
こと。

六 市町村の国費及び県費補助を伴う都市計画事業に関すること。

七 道路、河川等の調査及び統計に関すること（維持課において所掌する
ものを除く。）。

八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る届出及び通知
の受理、助言、勧告、命令等に関すること（建築物及び建築系工作物を
除く。）。

道路建設課

一 道路、橋梁^{りょう}等の新設、改良及び舗装の工事に関すること（維持課にお
いて所掌するものを除く。）。

二 都市計画道路の工事に関すること。

三 国定公園、県立自然公園、県立都市公園、首都圏近郊緑地保全区域及
び特別緑地保全地区に係る工事に関すること。

四 道路、橋梁^{りょう}等の新設及び改良に係る技術に関する調査、統計及び報告
に関すること。

河川改良課（略）

建設課

一 道路建設課の部各号に掲げる事務（東葛飾土木事務所にあつては、同
部第三号に掲げる事務を除く。）

二 河川改良課の部各号に掲げる事務

維持課

一 道路、橋梁^{りょう}、河川、海岸、港湾、砂防、地すべり及び急傾斜地崩壊防
止施設等並びに国有及び県有の土地の維持補修に関すること。

二 道路改良（特殊改良第二種及び局部改良に限る。）、交通安全施設、電
線類地中化、過疎対策市町村道、山村振興市町村道、半島振興市町村道
及び道路排水施設の工事に関すること。

三 都市計画道路の維持補修に関すること。

四 水防及び災害復旧工事（応急工事を含む。）に関すること。

五 道路、河川等の愛護奨励に関すること。

六 道路、河川等の調査及び統計に関すること（維持補修、災害復旧等に
関することに限る。）。

建築課

一 建築物等の許可、認定、確認、検査等及び届出の受理に関すること。

二 道路の位置の指定に関すること。

三 建築物等及び指定道路に係る書類の閲覧に関すること。

- 四 建築士等の指導監督に関すること。
- 五 浄化槽の設置等に関すること。
- 六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物に係る指導及び助言並びに認定等に関すること。
- 七 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言に関すること。
- 八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る判定、届出の受理、認定、指導、助言、指示、命令等に関すること。
- 九 千葉県福祉のまちづくり条例に係る建築物の届出の受理、指導及び助言等に関すること。
- 十 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る届出及び通知の受理、助言、勧告、命令等に関すること（建築物及び建築系工作物に限る。）。
- 十一 都市の低炭素化の促進に関する法律に係る認定、命令、助言及び指導等に関すること（低炭素建築物に係るものに限る。）。

宅地指導課（略）

建築宅地課（略）

（第3項から第8項 略）

公園街路課（略）

真間川改修課（略）

- 9 第一項の規定にかかわらず、東葛飾土木事務所にあつては、東葛飾土木事務所の所管区域のうち、野田市及び流山市（旧新川村の区域の一部に限る。）の区域に係る第二項調整課の部各号、建設課の部各号及び維持課の部各号に掲げる事務を分掌させるため、野田出張所を置く。

（第10項 略）

公園街路課（略）

高架事業推進課

- 一 建築物等に係る調査、決定及び通知に関すること（鉄道高架事業に係るものに限る。）。
- 二 建築物等の移転及び補償に関すること（鉄道高架事業に係るものに限る。）。
- 三 土地等の収用、買収、補償及び管理に関すること（鉄道高架事業に係るものに限る。）。
- 四 登記に関すること（鉄道高架事業に係るものに限る。）。
- 五 連続立体交差事業に係る工事及び維持補修に関すること。
- 六 都市計画道路の工事及び維持補修に関すること（鉄道高架事業に係る

ものに限る。)

七 その他鉄道高架事業に関すること。

11 第一項の規定にかかわらず、香取土木事務所にあつては、次の各号に掲げる事務を分掌させるため、小見川出張所を置く。

一 香取土木事務所の所管区域のうち、香取市（旧小見川町及び旧山田町の区域に限る。）及び香取郡東庄町の区域に係る第二項調整課の部各号、建設課の部各号及び維持課の部各号に掲げる事務に関すること。

二 一之分目揚排水機場及びこれに附帯する施設の維持及び管理に関すること。

12 第一項の規定にかかわらず、海匝土木事務所にあつては、一般国道百二十六号銚子連絡道路の建設に関する事務を分掌させるため、銚子連絡道路建設課を置く。

13 第一項の規定にかかわらず、長生土木事務所にあつては、一般国道四百九号長生グリーンラインの建設に関する事務を分掌させるため、長生グリーンライン建設課を置く。

14 第一項の規定にかかわらず、夷隅土木事務所にあつては、夷隅土木事務所の所管区域のうち、夷隅郡大多喜町の区域に係る第二項調整課の部各号、建設課の部各号及び維持課の部各号に掲げる事務を分掌させるため、大多喜出張所を置く。

15 第一項の規定にかかわらず、安房土木事務所にあつては、安房土木事務所の所管区域のうち、鴨川市の区域に係る次の各号に掲げる事務を分掌させるため、鴨川出張所を置く。

一 第二項総務課の部第三号並びに管理課の部第一号、第三号、第四号及び第八号に掲げる事務に係る申請、届出等の受理に関すること。

二 第二項調整課の部各号、建設課の部各号及び維持課の部各号に掲げる事務

16 第一項の規定にかかわらず、君津土木事務所にあつては、次に掲げる事務を分掌させるため、公園街路課、天羽出張所及び上総出張所を置く。

公園街路課（略）

天羽出張所

一 君津土木事務所の所管区域のうち、富津市（旧天羽町及び旧大佐和町の区域に限る。）の区域に係る第二項調整課の部各号、建設課の部各号及び維持課の部各号に掲げる事務

上総出張所

一 君津土木事務所の所管区域のうち、君津市（旧上総町及び旧小櫃村の区域に限る。）の区域に係る第二項調整課の部各号、建設課の部各号及び

維持課の部各号に掲げる事務

- 17 第一項の規定にかかわらず、市原土木事務所にあつては、市原土木事務所の所管区域のうち、市原市の区域（旧南総町及び旧加茂村の区域に限る。）に係る次の各号に掲げる事務を分掌させるため、鶴舞出張所を置く。
- 一 第二項調整課の部第一号から第七号までに掲げる事務
 - 二 第二項建設課の部各号に掲げる事務
 - 三 第二項維持課の部各号に掲げる事務
- 18 第二項及び第十五項の規定にかかわらず、第二項管理課の部第一号に掲げる事務のうち土地の境界確定に関する事務（鴨川市の区域に係るものに限る。）並びに同項管理課の部第一号、第三号、第四号及び第八号に掲げる事務に係る申請、届出等の受理（鴨川市の区域に係るものに限る。）については、安房土木事務所の管理課及び鴨川出張所が分掌するものとする。

千葉県組織規程に規定されている北千葉道路建設事務所の内部組織及び分掌事務は以下のとおりである。

（内部組織及び分掌事務）

第百三十五条の十 北千葉道路建設事務所に総務課、用地課及び建設課を置く。

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 所の総合企画及び調整に関すること。
- 二 請負、入札及び契約に関すること。
- 三 機械器具の管理に関すること。
- 四 資材及び物資の需要調達に関すること。
- 五 庶務に関すること。

用地課

- 一 道路の新設及び改良に係る土地等の収用、買収及び補償に関すること。
- 二 道路の新設及び改良に係る登記に関すること。
- 三 道路の新設及び改良に係る不動産の鑑定評価に関すること。

建設課

- 一 道路、橋梁^{りょう}等の新設、改良及び舗装の工事に関すること。
- 二 道路の新設及び改良に係る技術に関する調査、統計及び報告に関すること。

総務部資産経営課が、知事部局の固定資産台帳の管理を管轄している。
千葉県組織規程に規定されている総務部資産経営課の分掌事務は以下のとおりである。

第一目 総務部

(総務部各課等の分掌事務)

第十一条 総務部各課等の分掌事務は、次のとおりとする。

秘書課 (略)

総務課 (略)

人事課 (略)

財政課 (略)

資産経営課

- 一 県有施設の資産経営の総括に関すること。
- 二 県有施設の総量縮減の推進に関すること（社会資本に関するものを除く。）。
- 三 県有施設の長寿命化等の推進に関すること（社会資本に関するものを除く。）。
- 四 県有施設長寿命化等推進基金に関すること。
- 五 県有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- 六 県有資産等の所在市町村交付金に関すること。

管財課 (略)

税務課 (略)

市町村課 (略)

政策法務課 (略)

審査情報課 (略)

学事課 (略)

総務ワークステーション (略)

デジタル戦略課 (略)

デジタル推進課 (略)

情報システム課 (略)

イ 企業局

平成 30 年度までの「千葉県水道局」と「千葉県企業土地管理局（旧：企業庁）」が組織統合し、令和元年度から「千葉県企業局」となった。

企業局は管理部、水道部、工業用水部、土地管理部の 4 部からなっている。

令和元年度から現在の組織となって日が浅いことから、旧千葉県水道局と旧企業庁の業務運営体制が継続しており、水道部と工業用水部は別々の情報シス

テムを運用している。伝票処理についても異なる部分があることから、両部の伝票処理の方法の統一を図るための通知が出されており、例えば、令和3年5月27日付で、管理部経理課長名で「工事等の債務負担行為に係る伝票処理について(通知)」(企管経第332号)が発出されている。

千葉県企業局組織規程に規定されている企業局の部、課及び出先機関の設置並びに部の分掌事務は以下のとおりである。

(部、課及び出先機関の設置)

第二条 千葉県企業局(以下「局」という。)に本局として管理部、水道部、工業用水部及び土地管理部を置く。

2 次の表の部名の欄に掲げるそれぞれの部に当該課名の欄に掲げる課を置き、それぞれの課に当該室名等の欄に掲げる室又は班を置き、それぞれの室に当該班名の欄に掲げる班を置く。

(表 略)

3 局に出先機関として次の表の上欄に掲げる県水お客様センター、水道事務所、施設整備センター、浄水場、給水場、水質センター及び工業用水道事務所を置き、それぞれ当該下欄に掲げる課等を置く。

(表 略)

4 柏井浄水場浄水施設室、福増浄水場浄水施設室及びちば野菊の里浄水場浄水施設室に施設整備課及び浄水管理課を置く。

5 第三項の規定にかかわらず、千葉水道事務所にあつては、料金管理課、施設管理課及び給水装置課に係る事務(千葉県水道事業給水条例(昭和三十六年千葉県条例第四十六号。以下「給水条例」という。)第二十二條の二第一項に規定する指導、助言及び勧告に関するものを除く。)のうち、千葉市の一部の区域に係る事務を分掌させるため千葉西支所を、市原市の区域に係る事務を分掌させるため市原支所を置く。

6 第三項の規定にかかわらず、船橋水道事務所にあつては、料金管理課、施設管理課及び給水装置課に係る事務(給水条例第二十二條の二第一項に規定する指導、助言及び勧告に関するものを除く。)のうち、船橋市の一部の区域及び鎌ヶ谷市の区域に係る事務を分掌させるため船橋北支所を、船橋市の一部の区域並びに印西市及び白井市の区域に係る事務を分掌させるため千葉ニュータウン支所を、成田市の区域に係る事務を分掌させるため成田支所を置く。

7 第三項の規定にかかわらず、市川水道事務所にあつては、料金管理課、施設管理課及び給水装置課に係る事務(給水条例第二十二條の二第一項に規定する指導、助言及び勧告に関するものを除く。)のうち、松戸市の区域に係る事務を分掌させるため松戸支所を、市川市の一部の区域及び浦安市

の区域に係る事務を分掌させるため葛南支所を置く。

8 第五項の千葉西支所及び市原支所、第六項の船橋北支所並びに前項の松戸支所及び葛南支所に、料金管理課、施設管理課及び給水装置課を置く。

9 第六項の千葉ニュータウン支所及び成田支所に料金管理課及び工務課を置く。

(部の分掌事務)

第二条の二 各部の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部

- 一 職員の進退及び身分に関すること。
- 二 財務に関すること。
- 三 その他他部の主管に属しないこと。

水道部

- 一 水道事業（千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例（昭和四十一年千葉県条例第六十一号。以下「設置条例」という。）第二条第二項に規定する水道事業をいう。以下同じ。）に係る浄水及び配水に関すること。
- 二 水道事業に係る施設の建設に関すること。
- 三 その他水道技術に関すること。

工業用水部

- 一 工業用水道事業（設置条例第二条第四項に規定する工業用水道事業をいう。以下同じ。）の施行に関すること。

土地管理部

- 一 造成土地管理事業（設置条例第二条第六項に規定する造成土地管理事業をいう。以下同じ。）の施行に関すること。

監査対象工事の選定は、インフラごとに、新規か既存施設保守か、年度内完了か繰越か、のすべてのパターンを網羅するようにした。

なお、ここでいう繰越は、法上の「予算の繰越」を示すものではなく、工事の開始から完了までの期間が令和4年度末を越えていることを指している。

事務処理パターン

社会資本	予算種別	年度内完了・繰越	概算件数	社会資本	予算種別	年度内完了・繰越	概算件数
道路	新規	完了	147	上水道 (管路・浄水場)	新規	完了	46
		繰越	294			繰越	41
	保守・維持	完了	574		保守・維持	完了	385
		繰越	182			繰越	171
橋梁	新規	完了	21	工業用水	新規	完了	0
		繰越	15			繰越	0
	保守・維持	完了	93		保守・維持	完了	96
		繰越	44			繰越	14
	廃棄(架け替え)	実績あれば	3				
トンネル	新規	完了	3				
		繰越	1				
	保守・維持	完了	17				
		繰越	7				

具体的には、各インフラごとに令和4年度中に完成しないしは繰越となった工事の一覧のうち、金額の上位50位程度からサンプルを抽出し、これ以外からも例外的な処理をしている可能性が高いと思われる工事をサンプルとして抽出した。

また、道路工事に伴う用地の取得については、令和4年度に工事中の路線に係る用地の取得のうち、比較的令和4年度に時期に近いものをサンプルとして抽出した。

ただし、台風第13号からの暖かく湿った空気や局地的に発生した前線の影響により、千葉県では9月8日昼前に線状降水帯が発生し、昼過ぎにかけて猛烈な雨が降り、大きな災害となった。これにより、県南部地域管轄の土木事務所（山武、長生、夷隅、安房、君津、市原）は復旧業務に対応しており、サンプル抽出対象からは除外した。

最終的に監査対象として選定した事業案件は以下のとおりである。

	種別	新規・ 保守区分	完了・ 繰越区分	工事名	契約方法	契約額 (千円)	所属
1	道路	新規	完了	国道道路改築工事（笹曽根地区外道路改良工） (国)126号	一般競争（総合評価）	403,354	海匠土木事務所
2	道路	新規	繰越	社会資本整備総合交付金工事（八木拡幅道路改良工その2）(国)126号	一般競争（総合評価）	146,774	銚子土木事務所
3	道路	保守	完了	県単災害防止 北総線と隣接する県管理道路の災害復旧工事に関する施行協定	2号随意契約	217,431	印旛土木事務所

	種別	新規・ 保守区分	完了・ 繰越区分	工事名	契約方法	契約額 (千円)	所属
4	道路	保守	繰越	県単舗装道路修繕工事 (八街に道路打換え工) (主) 八日市場八街線 八街市八街に	指名競争入札	36,467	印旛土木事 務所
5	道路	新規	完了	県単道路改良工事(田町 事業地管理工)	1号随意契約	2,475	印旛土木事 務所
6	道路	新規	完了	県単舗装道路修繕及び県 単道路維持合併工事 (点々修繕その5)	指名競争入札	48,287	印旛土木事 務所
7	道路	新規	完了	県単舗装道路修繕及び県 単道路維持合併工事 (点々修繕その7)	指名競争入札	42,281	印旛土木事 務所
8	道路	新規	完了	県単道路改良工事(銚子 BP整備工)	1号随意契約	2,491	銚子土木事 務所
9	道路	新規	完了	県単道路改良工事(馬 場・改良工)	6号随意契約	1,584	北千葉道路 建設事務所
10	橋梁	新規	完了	国道道路改築工事(仮称 土屋橋本線上部工) (国)464号	一般競争(総 合評価)	341,025	北千葉道路 建設事務所
11	橋梁	新規	繰越	道路受託及び県単道路改 良(一般)合併工事 (仮称)三郷流山橋取 付高架橋上部工その4) (主)越谷流山線	一般競争(総 合評価)	423,070	東葛飾土木 事務所
12	橋梁	保守	完了	県単橋梁修繕工事(国) 14号 市川市市川3丁目	一般競争(総 合評価)	111,235	葛南土木事 務所
13	橋梁	保守	繰越	県単橋梁修繕工事(我孫 子橋補修工)(主)船橋 我孫子線 我孫子市泉 外	指名競争入札	26,730	柏土木事務 所
14	橋梁	付け替え	完了	県単橋梁架換工事(豊橋 旧橋撤去工事)	指名競争入札	37,096	香取土木事 務所

	種別	新規・ 保守区分	完了・ 繰越区分	工事名	契約方法	契約額 (千円)	所属
15	橋梁	点検	完了	道路メンテナンス（点検）委託（主）市川浦安線 市川市稲荷木2丁目外	指名競争入札	21,340	葛南土木事務所
16	トンネル	新規	完了	国道道路改築工事（馬場・函渠工）（国）464号	一般競争（総合評価）	124,478	北千葉道路建設事務所
17	トンネル	新規	繰越	国道道路改築工事（久米・横断函渠工）	一般競争（総合評価）	288,024	北千葉道路建設事務所
18	トンネル	保守	完了	道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線成田市天神峰	一般競争（総合評価）	73,312	成田土木事務所
19	トンネル	保守	繰越	道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線成田市天神峰	一般競争（総合評価）	104,335	成田土木事務所
20	トンネル	新規	完了	県単道路改良工事（清滝TN附帯工）	6号随意契約	149,565	海匠土木事務所
21	用地取得	(※1)	完了 ^(※2)	国道道路改築事業 一般国道126号 山武東総道路（銚子連絡道）二期	2号随意契約	1,549,776 (※3)	海匠土木事務所
22	用地取得	(※1)	繰越 ^(※2)	社会資本整備総合交付金事業 一般国道126号 八木拡幅 第1工区	2号随意契約	665,816 (※3)	銚子土木事務所
23	用地取得	(※1)	繰越 ^(※2)	公共街路事業・社会資本整備総合交付金事業（街路整備）野田都市計画道路3・4・20号今上木野崎線外2線	2号随意契約	2,547,119 (※3)	東葛飾土木事務所

	種別	新規・ 保守区分	完了・ 繰越区分	工事名	契約方法	契約額 (千円)	所属
24	用地取得	(※1)	繰越(※2)	社会資本整備総合交付金事業(交付金街路)工事 野田都市計画道路3・4・10号清水上花輪線	2号随意契約	1,295,427 (※3)	東葛飾土木事務所
25	用地取得	(※1)	繰越(※2)	社会資本整備総合交付金事業 主要地方道成田小見川鹿島港線	2号随意契約	2,918,874 (※3)	成田土木事務所
26	上水道 (管路)	保守	繰越	千葉県美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事	一般競争入札 (総合評価) 債務負担工事	352,866	千葉水道事務所
27	上水道 (管路)	保守	完了	千葉県美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事	一般競争入札 (総合評価)	106,700	千葉水道事務所
28	上水道 (管路)	保守	完了	千葉県美浜区豊砂5番地先配水管整備工事	一般競争入札 (総合評価)	135,786	千葉水道事務所
29	上水道 (管路)	保守	繰越	千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事	一般競争入札 (総合評価) 債務負担工事	86,020	千葉水道事務所
30	上水道 (浄水場)	保守	完了	柏井浄水場西側汚水池設備更新工事(R1~R3年工事)	一般競争(総合評価) 債務負担工事	677,465	施設整備センター
31	上水道 (浄水場)	保守	完了	柏井浄水場西側薬品注入設備更新工事(R1~R3年工事)	一般競争(総合評価) 債務負担工事	1,571,680	施設整備センター
32	上水道 (浄水場)	新規	完了	ちば野菊の里浄水場(第2期)急速ろ過池機械設備工事	一般競争(総合評価) 債務負担工事	3,443,000	施設整備センター
33	上水道 (浄水場)	新規	完了	ちば野菊の里浄水場(第2期)活性炭吸着池機械設備工事	一般競争(総合評価) 債務負担工事	2,553,980	施設整備センター
34	上水道 (浄水場)	新規	繰越	柏井浄水場東側施設二次ろ過棟建築工事	一般競争(総合評価) 債務負担工事	3,403,400	施設整備センター

	種別	新規・ 保守区分	完了・ 繰越区分	工事名	契約方法	契約額 (千円)	所属
35	上水道 (浄水場)	新規	繰越	ちば野菊の里浄水場（第2期）場内連絡管布設工事（その6）	一般競争（総合評価） 債務負担工事	915,076	施設整備センター
36	上水道 (浄水場)	新規	繰越	柏井浄水場東側二次ろ過施設機械設備工事	一般競争（総合評価） 債務負担工事	6,160,000	施設整備センター
37	上水道 (浄水場)	新規	繰越	柏井浄水場東側二次ろ過施設電気設備工事	一般競争（総合評価） 債務負担工事	1,210,000	施設整備センター
38	工業用 水道	保守	完了	南八幡浄水場3・4号沈殿池設備更新工事 市川市南八幡2-23-1	一般競争入札 （総合評価） 債務負担工事	1,430,000	葛南工業用 水道事務所
39	工業用 水道	保守	完了	南八幡浄水場排水処理棟電気設備更新工事 市川市南八幡2-23-1	一般競争入札 （総合評価） 債務負担工事	134,081	施設設備課
40	工業用 水道	保守	完了	南八幡浄水場配水ポンプ更新工事（その2） 市川市南八幡2-23-1	指名競争入札	46,750	葛南工業用 水道事務所
41	工業用 水道	保守	完了	東葛・葛南地区浸水対策工事（南八幡浄水場他）市川市南八幡2-23-1 外	指名競争入札	33,500	葛南工業用 水道事務所
43	工業用 水道	保守	繰越	導水管布設工事（南八幡工区）市川市南八幡地先	一般競争入札 （総合評価） 債務負担工事	732,988	葛南工業用 水道事務所

(※1) 21～25の種別「用地取得」は、公共事業のための用地取得の性質を有しており、他の公共事業の工事とは性格が異なるため、「新規・保守区分」の区分には適さない。

(※2) 21～25の種別「用地取得」の「完了・繰越区分」の欄には、令和5年3月期までに当該工事の用地取得が完了している場合は「完了」、完了していない場合は「繰越」としている。

(※3) 21～25の種別「用地取得」の「契約額」の欄には、当該工事の用地取得を開始して令和5年3月末までの用地取得のための用地費と補償費の実績値を記載している。

5 監査の実施期間

令和5年8月31日から令和6年3月31日まで

6 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 松本 達之

包括外部監査人補助者

公認会計士 松原 創

公認会計士 柳原 翼

弁護士 豊田 泰士

公認会計士 金 福実

公認会計士 田 炯収

公認会計士 田村 奈央子

公認会計士 川崎 淳

7 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 千葉県の道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の概要

1 県土整備部

(1) 概要

県土整備部が作成した「千葉県の県土整備 2022」によれば、令和2年3月31日現在の道路の現況は、「本県の道路は、東関東自動車道など全国的な広がりを持つ高速自動車国道4路線、県内外各地域をネットワークする一般国道20路線、それらと一体となって機能する県道である主要地方道と一般県道307路線、及び130,777路線からなる市町村道が接続し道路網を構成しています。」となっている。

千葉県内の道路現況

道路種別		路線数 ^{*6}	実延長(km)	改良率 ^{*7}
高速自動車国道		4	152	100%
一般国道	指定区間 ^{*1}	10	480	100%
	指定区間外 ^{*2}	14	794	92%
	計	20 ^{*3}	1,274	95%
県道	主要地方道 ^{*4}	101	1,413	81%
	一般県道 ^{*5}	206	1,221	67%
	計	307	2,633	74%
市町村道		130,777	37,016	60%
合計		131,088	41,076	62%

(令和2年3月31日現在：道路統計年報2021より)

- *1: 国土交通省が管理する区間
- *2: 県及び千葉市が管理する区間
- *3: 同一路線に指定区間と指定区間外が含まれるため
- *4: 主要地方道とは国土交通大臣が指定する主要な都道府県道または市道のことをいう。
- *5: 一般県道のうち自転車道を除く(参考: 県内の自転車道: 8路線 実延長183km)
- *6: 同一路線でも県と千葉市が管理している路線を別に計上している
- *7: 改良率は県道以上である場合は、改良済み延長のうち車道幅員5.5m以上とし、また、市町村道の場合は、改良済み延長のうち車道幅員5.5m未満を含む延長から算出したもの

(2) 事業の必要性

県土整備部の公表している「令和4年度主要施策概要」では、「Ⅱ1 令和4年度県土整備部重点事業の概要」として「県土整備部では、本県の県土づくりを

「災害に強いまちづくりの推進」、「半島性を克服する交通ネットワークの強化」、「人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進」、「社会資本の適正な維持管理」4つの方針に沿って推進しています。」と、4つの方針で施策を策定し、実行していくとしている。

『災害に強いまちづくりの推進』

気候変動の影響により、台風が強大化するとともに局地的な集中豪雨の頻度も増大しており、風水害や土砂災害が増加し、甚大な被害をもたらしています。県では、東日本大震災や令和元年の房総半島台風等の一連の災害の教訓を生かし、切迫する首都直下地震等の大規模な地震や、頻発する集中豪雨などの自然災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめ、緊急事態における対応力の向上を図るため、早急に道路・河川・海岸・港湾・公園・下水道等の社会資本の整備や耐震化、減災のためのソフト対策を進めていく必要があります。

『半島性を克服する交通ネットワークの強化』

県では、全国や県内各地との交流や連携を図り、人やモノの流れの円滑化により、地方創生と国土強靱化を実現し、経済に好循環をもたらすため、圏央道をはじめとした幹線道路ネットワークの強化に努めてまいります。

『人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進』

昨年6月には、八街市の通学路で大変痛ましい事故が発生しました。通学路の歩道整備や交差点改良などを進め、児童の安全確保を図ることが重要です。事故を受けた通学路の緊急一斉点検の結果を踏まえ、防護柵や車止めの設置などの安全対策を進めてまいります。また、歩道整備や交差点改良を行うとともに、自転車道などの自転車通行空間の整備も実施してまいります。

『社会資本の適正な維持管理』

社会資本の老朽化対策について県では、中長期的な事業費の縮減や平準化を図るため、これまでの事後的な修繕・更新から予防的な修繕へと転換し、各施設の長寿命化を推進しています。

道路・河川・港湾・公園・下水道などについて、着実に点検・修繕を行うとともに、個別の施設ごとに維持管理計画や長寿命化計画の策定を進め、県の保有する社会資本全体の計画的かつ効率的な維持管理に努めてまいります。

この方針に基づき、各課ごと（県土整備政策課、技術管理課、建設・不動産課、用地課、道路計画課、道路整備課、道路環境課、河川整備課、河川環境課、港湾課、営繕課、施設改修課、《都市整備局》都市計画課、市街地整備課、公園緑地課、下水道課、建築指導課、住宅課）に具体的な事業の計画を設定している。

以下、今年度の監査対象所属（千葉、葛南、東葛飾、柏、印旛、成田、香取、銚子、海匝、の9土木事務所及び北千葉道路建設事務所）毎の概要と事業の必要性を見ていく。

(3) 千葉土木事務所

① 概要

千葉土木事務所作成の令和4年度事業概要によると、管内の概況は次のとおりである。

当事務所は、千葉県のほぼ中央部に位置し、管内は政令指定都市である千葉市と習志野市、八千代市からなり、その面積は約344km²、総人口は約135万人であり、この地域だけで県人口の約2割が生活している。

所管施設の概要

(令和4年3月31日現在)

法律	区分	路線等数	指定延長(管理延長)又は面積
道路	一般国道	2路線	9,572m
	主要地方道	5路線	24,786m
	一般県道	4路線	11,440m
	自転車道	1路線	887m
	計	12路線	46,685m
河川	一級河川	5河川	左右岸 30,600m
	二級河川	11河川	左右岸 37,291m
	計	16河川	左右岸 67,891m
急傾斜		64地区	47.8ha
地すべり		1地区	3.1ha
海岸		1海岸	5,100m
都市計画	街路	5路線	2,687m
都市公園	公園	5公園	222.2ha うち開設面積: 172.3ha

注) 千葉市内における道路は、平成4年4月に25路線113,131mが千葉市へ移管された。

管内図



② 事業の必要性

千葉土木事務所作成の令和4年度事業概要によると、県土整備部の方針にしたがった次のような道路事業を計画している。

当事務所では、中・長期的な視点に立ち、バリアフリーや環境に配慮した安全・安心な道路づくりや都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路の整備、急激な都市化や市街地の拡大に伴う流出量の増加に対する、河道拡幅や多目的遊水地等の流出抑制対策などの河川整備、都市域や水と緑の公的空間の確保を図る都市公園整備などに積極的に取り組んでいるところである。

(2) 令和3年・令和4年度事業対照表(事務費を除く)

(令和4年9月30日現在) (単位:円)

事業名	令和3年度 最終予算額	(うち令和2年度 からの繰越)	令和4年度 予算額	(うち令和3年度 からの繰越)	
①道路事業	1,103,386,579	292,395,186	1,371,396,381	382,299,524	
公共	防災安全交付金(交通安全) (主)千葉鎌ヶ谷松戸線(主)船橋印西線	173,869,300	50,780,000	60,057,000	13,557,000
	防災安全交付金(自転車) (主)千葉鎌ヶ谷松戸線	0	0	6,000,000	0
	道路メンテナンス(点検)	27,932,300	0	19,085,000	19,085,000
	道路メンテナンス(道路附属物等)	3,905,000	0	7,000,000	0
	無電柱化推進計画	19,721,900	0	92,721,900	19,721,900
	社会資本整備総合交付金 (国)296号バイパス	163,197,843	146,455,426	385,394,621	202,294,621
	公共計	388,626,343	197,235,426	570,258,521	254,658,521
県単	道路管理	19,923,542	0	21,050,000	0
	舗装道路修繕	249,256,700	0	210,500,000	0
	排水整備	6,953,100	5,985,100	0	0
	交通安全対策	165,878,980	35,437,600	202,696,200	77,153,343
	道路維持(一般・交安)	86,198,200	6,100,000	69,500,000	17,000,000
	道路維持修繕	73,972,114	0	64,051,000	0
	自転車道環境整備	0	0	10,000,000	0
	橋梁修繕	0	0	22,858,000	0
	道路調査	24,128,500	1,891,460	49,692,660	22,707,660
	道路交通情勢調査	22,550,000	22,550,000	0	0
	電線類地中化整備	12,243,000	7,458,000	13,325,000	0
	道路改良(幹線)	53,656,100	15,737,600	137,465,000	10,780,000
	県単計	714,760,236	95,159,760	801,137,860	127,641,003

(4) 葛南土木事務所

① 概要

葛南土木事務所作成の令和4年度事業概要によると、管内の概況は次のとおりである。

葛南土木事務所の行政区域は、千葉県の北西部に位置する「市川市、船橋市、浦安市」の3市からなり、面積は160.3平方キロメートルで、東は八千代市、習志野市、北は松戸市、鎌ヶ谷市に接し、西は江戸川を隔てて東京都、南は東京湾に臨んでおり、古くから木下、成田、千葉街道などの追分として、また江戸と利根川を結ぶ舟運の河港など交通の要衝として栄えてきました。

【道路事業】管内の道路は、東京湾岸道路（東関東自動車道・国道357号）、京葉道路、国道14号など国、県合わせて33路線で構成されており、当事務所ではこのうち国道14号をはじめ、県道市川松戸線等27路線、約125キロメートルを管理しています。管内は交通需要が多く、交通集中による慢性的な渋滞が発生しており、また交通事故も多発していることから、道路の新設・拡幅、踏切の除去、交差点改良あるいは歩道整備を進めています。

所管施設の概要

(令和4年4月1日現在)

施設区分	種別	種別数	延長又は面積
道路	一般国道	3路線	23,493m
	主要地方道	12路線	52,962m
	一般県道	12路線	49,031m
	計	27路線	125,486m
河川	一級河川	13河川	46,862m
	二級河川	5河川	10,530m
	計	18河川	57,392m
海岸		2海岸	25,110m
急傾斜地		16箇所	106,138㎡
公園	行田公園	1公園	11.9ha

② 事業の必要性

葛南土木事務所作成の令和4年度事業概要によると、県土整備部の方針にしたがった次のような道路事業を計画している。

首都東京に接するという地理的な好条件により、人口と交通量の多い地域であり、道路、河川、海岸などの社会基盤の効果的・効率的な整備や適切な維持管理並びに地震や災害等に強いまちづくりが望まれています。このような状況を踏まえて、限られた予算を有効に活用し、当地域の更なる発展の基礎づくりとなるよう、効率的かつ効果的な事業を進めていきます。

(2) 令和3・令和4年度の予算比較

道路事業【道路建設課】

(単位：千円)

事業名	令和3年度予算			令和4年度予算			
		うち前年度からの繰り越し	うち現年分		うち前年度からの繰り越し	うち現年分	
補助事業	社会資本整備総合交付金	637,652	205,652	432,000	385,805	265,805	120,000
	地方道道路改築	0	0	0	50,000	0	50,000
	計	637,652	205,652	432,000	435,805	205,652	170,000
単独事業	道路改良	664,157	55,157	609,000	347,469	62,469	285,000
	橋梁架換	0	0	0	40,000	0	40,000
	計	664,157	55,157	609,000	387,469	62,469	325,000
合計	1,301,809	260,809	1,041,000	823,274	268,121	495,000	

道路事業【維持課】

(単位：千円)

事業名	令和3年度予算			令和4年度予算			
		うち前年度からの繰り越し	うち現年分		うち前年度からの繰り越し	うち現年分	
補助事業	防災・安全交付金(交通安全)	206,881	50,720	156,161	297,947	137,797	160,150
	防災・安全交付金(災害防除)	0	0	0	0	0	0
	防災・安全交付金(道路ストック)	10,000	0	10,000	36,911	6,911	30,000
	防災・安全交付金(舗装修繕)	40,000	40,000	0	0	0	0
	道路メンテナンス	121,600	22,000	99,600	91,100	0	91,100
	交通安全対策対策補助	0	0	0	19,600	0	19,600
	計	378,481	112,720	265,761	425,958	144,708	281,250
単独事業	舗装道路修繕	408,000	0	408,000	494,260	84,260	410,000
	排水整備	34,000	0	34,000	33,000	3,000	30,000
	交通安全対策	252,727	100,123	152,604	174,210	5,470	168,740
	電線類地中化整備	0	0	0	21,000	0	21,000
	道路維持	60,112	5,912	54,200	58,000	10,000	48,000
	道路管理	61,601	0	61,601	59,340	0	59,340
	道路維持修繕	160,000	0	160,000	150,000	0	150,000
	橋梁修繕	292,350	32,750	259,600	301,092	8,092	293,000
	道路調査	18,000	0	18,000	18,000	0	18,000
	自転車道整備	18,000	8,000	10,000	7,000	0	7,000
計	1,304,790	146,785	1,158,005	1,315,902	110,822	1,205,080	
合計	1,683,271	259,505	1,423,766	1,741,860	255,530	1,486,330	

(5) 東葛飾土木事務所

① 概要

東葛飾土木事務所作成の令和4年度事業概要によると、管内の概況は次のとおりである。

当事務所は、県の北西部に位置し、管内は、松戸市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市の4市からなり、面積は約221平方キロメートル、人口は約96万人です。

西は江戸川を挟み東京都、埼玉県に、また北は利根川を挟み茨城県に接し、県内は柏市、白井市、船橋市、市川市に接しています。

管内の道路網は、国管理の国道6号、16号及び298号を骨格として、県管理の国道464号や主要地方道松戸野田線、船橋我孫子線などの38路線で構成されています。

道 路 現 況 調

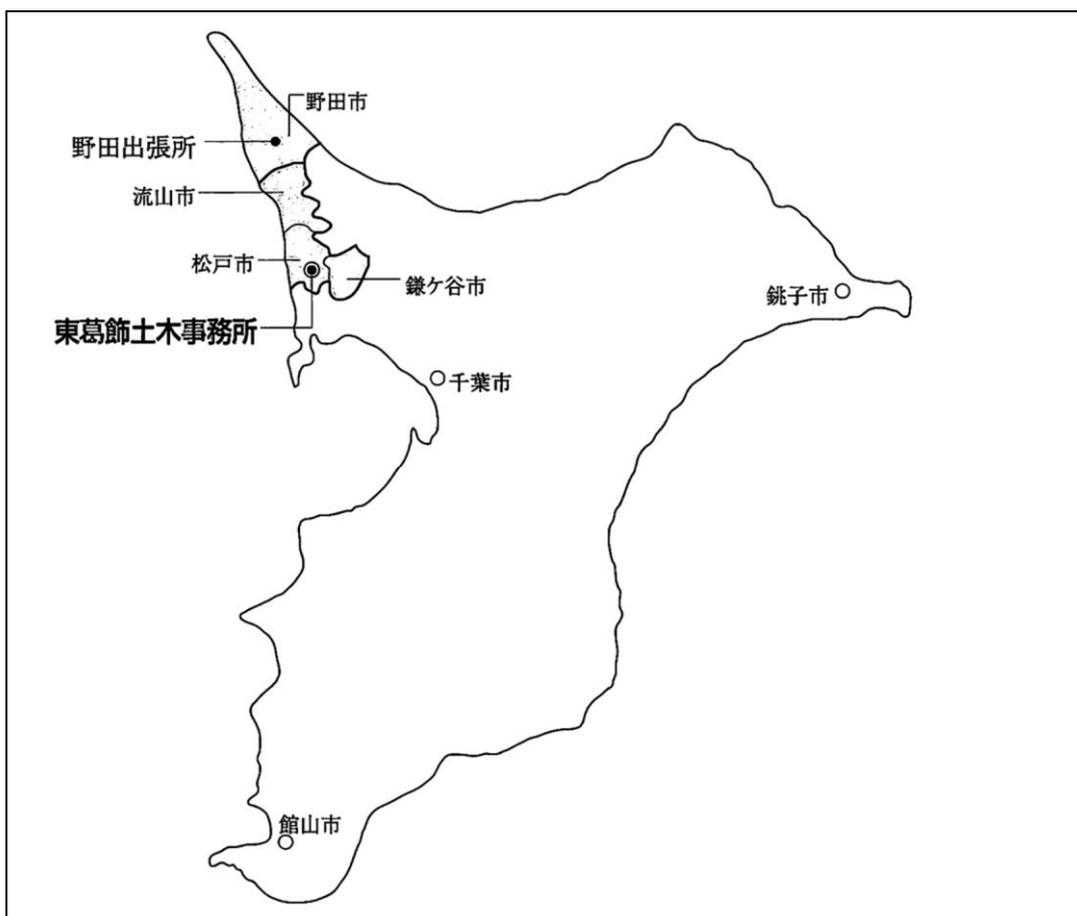
(令和4年4月1日現在)

(単位：m)

道路種別	路線数	実 延 長			種 類 別 延 長			摘 要		
		延長	内 訳		道 路		隧道 箇所数 延長			
			改良済 (比率)	未改良	舗装道 (比率)	砂利道				
一般国道 (県管理)	1	11,212	11,212 (100.0%)	0	11,212m (100.0%)	0	永久橋 橋数 延長 5 0 294	木橋 橋数 延長 0 0	0 0	国道464号
主要地方道	21	133,777	133,343 (99.7%)	434	133,777 (100.0%)	0	38 3,770	0 0	0 0	
一般県道	14	34,872	33,764 (96.8%)	1,108	34,872 (100.0%)	0	22 1,574	0 0	0 0	
自転車道	2	43,892	43,892 (100.0%)	0	43,888 (100.0%)	4	0 0	0 0	0 0	
計	38	223,753	222,211	1,542	223,749	4	65 5,638	0 0	0 0	

道路管理施設

道路名	施設名	所在地	寸法・排水量
(一)松戸鎌ヶ谷線	五香立体排水機場	松戸市五香	150A 1.6m ³ /min×3台
(一)松戸鎌ヶ谷線	稔台排水機場	松戸市稔台	100mm 1.0m ³ /min×2台
(主)松戸野田線	松戸野田線道路排水機場	流山市南	350A 15.4m ³ /min×4台
(主)守谷流山線	流山おおたかの森排水機場	流山市おおたかの森北	92A 5.1m ³ /min×3台



② 事業の必要性

東葛飾土木事務所作成の令和4年度事業概要によると、県土整備部の方針にしたがった次のような道路事業を計画している。

主要事業の概要	
事業名・路線名・工事個所	目的
地方道道路改築事業（道路改良） 主要地方道 越谷流山線 流山市下花輪 ～ 同市三輪野山	平成30年度から有料道路事業の許可を取得し、補助事業等との合併施行により令和4年度の完成を目指す。
社会資本整備総合交付金事業（道路改良） 主要地方道 境杉戸線 野田市 関宿台町外	既成市街地を迂回したバイパスを令和5年度中に開通させ、自動車交通の円滑化を図るとともに、歩行者の安全性の向上を図るものである。
県単道路改良事業 一般国道464号 栗野バイパス 鎌ヶ谷市初富 ～ 同市栗野	バイパスの整備効果を早期に発現するため、北千葉道路の計画と整合を図りつつ、東側の1工区の整備を重点的に進めているところである。

<p>社会資本整備総合交付金事業(街路整備)</p> <p>松戸都市計画道路3・4・16号 葛飾橋矢切線</p> <p>松戸市下矢切</p>	<p>これまでに整備した、国道6号交差点から国道298号交差点までの1.2km区間に続き、北総鉄道・矢切駅までの間の整備を行うため、平成30年度に事業認可を取得したものである。</p>
<p>公共街路事業・社会資本整備総合交付金事業(街路整備)</p> <p>野田都市計画道路3・4・20号今上木野崎線外2線</p> <p>野田市 山崎</p>	<p>東西方向の道路容量を補強して円滑な交通処理を行い、市街地の交通円滑化及び東西方向の道路ネットワークの強化、さらには地域の環境改善に資することを目的とする。</p>
<p>社会資本整備総合交付金事業(街路整備)</p> <p>鎌ヶ谷都市計画道路3・4・5号 船橋我孫子バイパス線</p> <p>鎌ヶ谷市初富 ～ 同市栗野</p>	<p>早期の当該バイパス全線開通を図り、鎌ヶ谷市南北の交通円滑化と周辺地域の利便性の向上を図るものである</p>
<p>防災・安全交付金事業(歩道整備)</p> <p>一般県道 白井流山線</p> <p>松戸市 小金きよしヶ丘</p>	<p>歩道の整備及び右折レーンの設置を進め、歩行者・自転車の安全と円滑な交通の流れを確保し、交通事故の防止を図るものである。</p>
<p>防災・安全交付金事業(交差点改良)</p> <p>主要地方道 千葉鎌ヶ谷松戸線</p> <p>事 箇 鎌ヶ谷市 南初富</p>	<p>歩道の整備及び右折レーンの設置によって事故防止と渋滞の緩和を図るものである。</p>
<p>県単交通安全対策事業(交差点改良)</p> <p>主要地方道 船橋我孫子線 外</p> <p>事 箇 鎌ヶ谷市 初富本町</p>	<p>本事業は、当該交差点に右折レーンと歩道整備を設けるなどの改良事業を進めるものである。</p>
<p>防災・安全交付金事業(無電柱化)</p> <p>一般県道 白井流山線</p> <p>松戸市 小金</p>	<p>安全かつ円滑な交通の確保し、かつ都市景観や都市防災の向上を図るとともに高度情報通信社会の早期実現に資するため、電線共同溝による電線類の地中化を図るものである。</p>
<p>河川管理施設機能確保事業(河川メンテナンス事業)</p> <p>一級河川利根川水系 坂川 外</p> <p>柳原排水機場 外</p>	<p>中長期的な計画に基づく機器の点検・整備・更新を実施することによって、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的とする。</p>

令和4年度予算

(令和4年4月1日現在)
(単位：百万円)

科 目	令和3年度 繰越額	令和4年度 現年額	計
土木費	3,953	4,603	8,556
土木管理費	0	15	15
土木総務費	0	5	5
土木事務所費	0	8	8
用地対策費	0	1	1
道路橋りょう費	2,379	3,401	5,780
道路維持費	742	1,704	2,446
舗装道路修繕事業	0	789	789
排水整備事業	18	34	52
交通安全対策事業	142	331	473
災害防止事業	5	0	5
道路調査事業	0	13	13
道路維持事業	0	31	31
電線類地中化整備事業	6	10	16
自転車道環境整備事業	0	13	13
防災安全交付金事業	289	104	393
道路メンテナンス事業	188	175	362
無電柱化推進計画事業	95	20	115
県単道路管理事業	0	77	77
県単道路維持修繕事業	0	103	103
道路維持公共事業付帯	0	4	4
道路新設改良費	1,624	1,570	3,194
地方道道路改築事業	901	415	1,316
県単道路改良事業	304	600	905
道路受託事業	262	280	542
社会資本整備交付金事業	156	270	426
道路改良公共事業付帯事務	0	5	5
橋りょう維持費	12	127	139
橋りょう修繕事業	12	127	139

(6) 柏土木事務所

① 概要

柏土木事務所作成の令和4年度事業概要によると、管内の概況は次のとおりである。

柏土木事務所は、主として柏市と我孫子市の2市における道路事業、河川事業及び街路事業や公園事業を始めとする都市計画事業を所管するほか、野田市及び鎌ヶ谷市における、連続立体交差事業、流山市における街路事業や公園事業などの都市計画事業も併せて所管しています。また、建築行政については、松戸市、

柏市、我孫子市及び流山市の「特定行政庁」を除く、鎌ヶ谷市及び野田市を所管しています。

柏市及び我孫子市の2市を併せた総面積は、約158平方キロメートルと全県の約3%ですが、約56万人と全県の約9%占めています。

道路として、国道356号のほか、主要地方道6路線、一般県道10路線、自転車道1路線、合わせて延長約119kmを管理しています。

管内図



〔道路現況調〕

NO.	路線 番号	路線名	起 点	終 点	管内延長 (m)
一般国道					
1	356	国道356号(ﾊﾞｲﾊﾟｽ含む)	我孫子市布佐	我孫子市台田	19,301
計					19,301
主要地方道(※都市軸道路を含む)					
1	4	千葉竜ヶ崎線	我孫子市布佐	我孫子市布佐	3,078
2	7	我孫子関宿線	我孫子市根戸	柏市船戸山高野	7,919
3	8	船橋我孫子線	柏市高柳	我孫子市柴崎	9,368
4	46	野田牛久線	柏市船戸	柏市小青田	4,890
5	47	守谷流山線	柏市布施	柏市西柏台	9,941
6	51	市川柏線	柏市青葉台	柏市富里	8,848
計					44,044
一般県道					
1	170	我孫子利根線	我孫子市青山(国道6号)	我孫子市布佐	7,384
2	195	我孫子停車場線	我孫子市(我孫子停車場)	我孫子市本町	117
3	196	湖北停車場線	我孫子市(湖北停車場)	我孫子市中峠	280
4	197	布佐停車場線	我孫子市(布佐停車場)	我孫子市布佐	535
5	261	松戸柏線	柏市中新宿	柏市柏	3,502
6	268	北柏停車場線	柏市(北柏停車場)	柏市(国道6号)	503
7	278	柏流山線	柏市旭町(国道6号)	柏市豊四季	4,015
8	279	豊四季停車場高田原線	柏市(豊四季停車場)	柏市十余二	2,331
9	280	白井流山線	柏市藤ヶ谷	柏市東山	8,066
10	282	柏印西線	柏市柏	柏市布瀬	12,155
計					38,888
一般県道(自転車道)					
1	407	我孫子流山自転車道線	我孫子市布佐	柏市柏下	17,157
2	409	佐原我孫子自転車道線			—
計					17,157
一般国道・主要地方道・一般県道・自転車道					
合 計					119,390

② 事業の必要性

柏土木事務所作成の令和4年度事業概要によると、県土整備部の方針にしたがった次のような道路事業を計画している。

所管事業については、道路事業では、幹線道路網の整備として、国道356号我孫子バイパスの改良工事や主要地方道船橋我孫子線の大島田工区バイパス整備を、また、交通安全対策事業として、主要地方道市川柏線等で歩道等の整備を進めるとともに、一般県道我孫子流山自転車道線の整備を進めています。

令和4年度予算・執行額事業内訳

(単位:千円)

公 共		県 単		合 計		
事業区分	令和4年度予算		事業区分	令和4年度予算		令和4年度 予算
	路線 数等	事業費		路線 数等	事業費	
道路事業						
社会資本整備総合交付金	0	(0) 0	道路改良	3	(11,578) 278,500	
防災・安全交付金(交通安全)	5	(92,674) 304,700	橋梁架換	1	(0) 141,000	
防災・安全交付金(防災・安全)	2	(26,000) 0	舗装道路修繕	管内 一円	(0) 552,644	
防災・安全交付金(道路ストック)	管内 一円	(0) 12,000	道路維持(一般)	管内 一円	(3,829) 25,500	
道路メンテナンス(付属物修繕)	2	(27,654) 30,000	道路維持修繕	管内 一円	(0) 66,085	
道路メンテナンス(点検)	管内 一円	(0) 12,000	道路管理	管内 一円	(0) 32,370	
交通安全対策補助	1	20,000	排水整備	管内 一円	(22,000) 29,000	
交通調査	1	(945) 0	交通安全対策	管内 一円	(62,326) 181,270	
ふさのくに観光道路ネットワーク(広域連携)	1	(130,000) 100,000	災害防止	管内 一円	(2,000) 33,000	
			橋梁修繕(耐震・補修)	3	(0) 181,000	
			道路調査	管内 一円	(0) 9,000	
			自転車道環境整備	2	(0) 1,000	
計		(277,273) 478,700	計		(101,733) 1,530,369	(379,006) 2,009,069

高架事業						
公共街路整備事業	2	(2,096,946) 2,600,000	街路整備	2	(71,532) 297,828	
計		(2,096,946) 2,600,000	計		(71,532) 297,828	(2,168,478) 2,897,828